総合評価落札方式における価格評価点算出方法の変更について

当社では、建設コンサルタント業務等のうち総合評価落札方式における価格評価点算出方法を下記の通り変更することとしたので、お知らせします。

本制度は平成28年10月11日以降に入札公告を行う業務から適用します。

記

【変更後の価格評価点算出式】

調査基準価格 入札価格 契約制限価格

価格評価点 = (A点×25%)×(100%-)/(100%- ck)+(A点×75%)

契約制限価格×60% 入札価格 < 調査基準価格

価格評価点 = $A \, \text{点} \times ($ - 60%) / (ck - 60%)

入札価格 < 契約制限価格×60%

価格評価点 = 0

ここに、A:価格評価点の満点(業務に応じて異なる)

:入札率(%)=(入札価格 / 契約制限価格)×100

ck:調查基準価格率(%)=(調查基準価格 / 契約制限価格)×100

ただし、調査基準価格率及び入札率が60%の場合は満点とする。

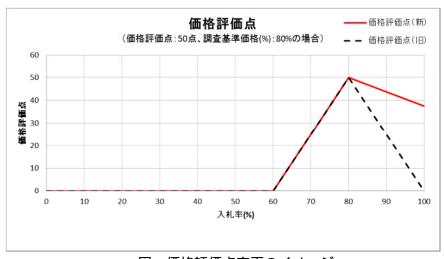


図 価格評価点変更のイメージ